

# 神奈川県労働保険指導協会だより

平成二十三年  
冬季号

## 労働保険事務組合 神奈川県労働保険指導協会

〒231-0864 横浜市中区千代崎町4-97-401  
TEL 045-625-3616(代)  
FAX 045-625-3617  
E-mail: info@kanagawa-rouho.com  
URL http://www.kanagawa-rouho.com

## 業務案内

労働保険（雇用保険・労災保険）に基づく諸業務、給付請求、労働保険料徴収納付、その他事務指導



## 平成23年度3期労働保険料の納期です

指定期限までにお忘れになりませんようご納付お願い申し上げます

## 社会保険（健康保険・厚生年金保険）の加入はお済みですか？



社会保険（健康保険・厚生年金保険）は、一定の要件を満たせば加入義務のある保険制度です。

### 1. 適用される事業所

全ての法人事業所は、従業員の人数に関わらず適用事業所となります。また個人事業所であっても、次の①及び②を満たす場合は適用事業所となります。以下に当てはまらない場合も任意加入が可能です。

[個人事業所の適用要件]

- ①従業員が5人以上いること
- ②農林水産 サービス 旅館 飲食 理美容 映画観劇 弁護士 会計士 宗教関係団体等の事業所でないこと

### 2. 社会保険の給付について

社会保険の給付内容は、国民健康保険及び国民年金に比べ手厚く充実しています。平成23年10月現在

	給付の種類	社会保険	国民健康保険
健康保険	傷病手当金	加入者が業務外の病気やケガで会社を休み、給与の支払いがない場合、給与保証として1年6ヶ月を限度に支給されます。	国民健康保険には、このような給付はありません。
	出産手当金	加入者が出産の為会社を休み、その間の給与の支払いがないときに、原則出産の日以前42日から出産の日後56日まで支給されます。	国民健康保険には、このような給付はありません。
年金	老齢年金	厚生年金保険は、老齢基礎年金と共に、2階建て部分として報酬に応じた年金が受けられます。	老齢基礎年金として最大で、788,900円支給されます。
	障害年金	厚生年金保険は、1級2級及び3級まで対象となります。また3級の障害よりも軽い障害が残ったとき、一時金が支給されます。	国民年金は、障害等級1級と2級の重度障害しか対象となりません。
	遺族年金	厚生年金保険は、遺族の範囲は配偶者・子・父母・孫・祖父母と、大変広範囲になっています。	国民年金の遺族の範囲は、子と子のある妻のみで、範囲は狭くなっています。

### 3. 扶養家族について

社会保険には扶養家族という考え方があります。（国民健康保険及び国民年金にはありません。）

平成23年10月現在

	社会保険	国民健康保険
健康保険	加入者に扶養されている75歳未満の方は、一定の条件に該当すれば、被扶養者として認定され、保険料負担はありません。	国民健康保険では、小さなお子様も含め、75歳未満の方はすべて保険料負担があります。
年金	配偶者で、健康保険の被扶養者として認定された方は、年金保険料の負担なく国民年金に加入できます。	国民年金は収入の有無にかかわらず、20歳以上60歳未満の方ならすべて月額15,020円の保険料の負担があります。

当会の顧問社会保険労務士です。

西村治彦・原田淳也・斉藤正雄・杉山尚・津久井美知子・伊藤美由起・松浦良介  
山崎千恵理・西拓也・山崎勝則・舘野真一・諸星美和・西村由希恵・山田宙  
・宮山隼輔・三柴正治・岡部祐依・新井俊成

